鳥取県告示第177号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	リーころの種類
有限会社ひだまり薬	ひだまり薬局	米子市安倍40-3	平成24年3月9日	介護予防居宅療養
局				管理指導